

平成 3 年 5 月 31 日

規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例(平成 3 年新宿区条例第 1 号。以下「条例」という。)第 28 条第 4 項の規定に基づき、新宿区住宅まちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者で、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 6 人以内
- (2) 区民 9 人以内
- (3) 区の職員 3 人以内

(平 9 規則 49・平 10 規則 53・平 15 規則 73・平 25 規則 50・平 28 規則 61・平 29 規則 36・一部改正)

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(平 8 規則 79・一部改正)

(会議の公開)

第 5 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(平 12 規則 37・追加)

(傍聴人の数及び退場)

第 6 条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の数は、会長が定める。

2 会長は、傍聴人が係員の指示に従わないとき、又は会場の秩序を乱したとき、退場を命ずることができる。

(平 12 規則 37・追加)

(専門部会)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(平 18 規則 13・追加)

(幹事)

第 8 条 審議会に、審議を補佐するため幹事を置くことができる。

2 幹事は、区の職員のうちから、区長が任命する。

(平 12 規則 37・旧第 5 条線下、平 18 規則 13・旧第 7 条線下)

(補則)

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平 18 規則 13・旧第 8 条線下・全改)

附 則

この規則は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 11 月 27 日規則第 79 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 6 月 11 日規則第 49 号)

この規則は、平成 9 年 7 月 29 日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 28 日規則第 53 号)

この規則は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 29 日規則第 14 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日規則第 37 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 19 日規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 33 号)抄

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 9 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 24 日規則第 50 号)

この規則は、平成 25 年 7 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 2 日規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 30 日規則第 36 号)

この規則は、平成 29 年 7 月 29 日から施行する。